瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時　平成 30 年 8 月 16 日（木）10 時 00 分から 11 時 8 分
2. 開催場所　瀬戸内町役場　3 階　会議室
3. 出席委員　（10 人）

会長	11 番	堯　文俊
会長職務代理者	8 番	永井　利一
委員	1 番	田中　勝弘
	2 番	碩　悟
	3 番	岡野　正郎
	5 番	元　克美
	6 番	豊田　孝一郎
	7 番	森山　和雄
	9 番	川島　博
	10 番	数原　菊美

4. 欠席委員　（　0 人）

5. 議事日程

日程１　議事録署名委員の指名
日程２　会期の決定について
日程３　議案第２３号　農地法第３条の規定による許可について
日程４　議案第２４号　農業振興地域（農用地区域）の用途区分変更について
日程５　議案第２５号　農地法第５条の規定による意見決定について
日程６　議案第２６号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
日程７　報告第１１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について
日程８　報告第１２号　農地の使用貸借の合意解約について
日程９　協議会
（１）行事予定について
（２）その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村和仁
農地農政係長	徳田和正
主査	西田大五郎

7. 会議の概要

事務局長	みなさん、おはようございます。 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成30年第8回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。皆様、ご起立をお願いします。一同礼ご着席ください。それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。
議　長	挨　拶
事務局長	堯　会長、ありがとうございました、 それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。 本日は、大里推進委員、保島推進委員の2名が欠席する旨の連絡がありました。本日の出席委員は10名です。定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯　会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。
議　長	これより議事に入ります。まず日程第1「議事録署名委員の指名について」を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なし】の声が聞こえる。 それでは、議事録署名委員は、8番永井委員、9番川島委員にお願いします。
議　長	日程2「会期の決定について」は本日限りと致します。ご異議ありませんか。 【異議なし】の声が聞こえる。
議　長	次に、日程3議案第23号1「農地法第3条の規定による許可について」を議題と致します。この調査員は、私（堯）と3番岡野委員が現地調査していますので、3番岡野委員の方から説明をお願いします。
3番委員	議案第23号1の「農地法第3条の規定による許可について」報告いたします。現地調査には私（岡野）と11番委員と事務局から3人計5名です。調査件数は3筆であります。 土地の表示が、瀬戸内町大字蘇刈字嘉鉄俣173番4、面積231㎡、同じく字嘉鉄俣173番5、面積1,228㎡、同じく字嘉鉄俣173番6、面積1,067㎡で、いずれも地目が「畑」であります。3筆の合計面積は、2,526㎡です。対価は、○○円／3筆（10アール当たり○○円）であります。譲渡人が○○県○○市○○○番地○「○○○○」氏です。譲受人は瀬戸内町大字○○○番地○○「○○○○」氏です。理由は「売買」であります。農地所有経営面積等は資料に示したとおりです。以上で、調査報告を終わります。ご審議宜しくお願いします。
議　長	只今、3番委員の方から調査の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる。
議　長	質疑がないようでございますので、質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】

議　長	挙手多数であります。したがって、議案第23号1は、原案のとおり決定されました。
議　長	次に、議案第23号2「農地法第３条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、2番委員（碩委員）と私が（議長）が現地調査していますので2番委員の方から説明をお願いします。
2番委員	議案第23号2の「農地法第３条の規定による許可について」報告いたします。現地調査には私（岡野）と堯委員と事務局から3人計5名です。調査件数は2筆であります。 土地の表示が、瀬戸内町大字嘉徳字前田745番、面積462㎡、同じく大字嘉徳字前田746番、面積684㎡の２筆で、合計面積が1,146㎡で、いずれも地目が「畑」であります。譲渡人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇「〇〇〇〇」氏、譲受人は瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地（〇〇〇〇号）「〇〇〇〇」氏です。理由は売買あります。農地所有経営面積等は以下に示したとおりです。以上、ご審議宜しくお願いします。調査報告を終わります。
議　長	只今、2番委員の方から調査の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。質疑ございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる。
	質疑がないようですので、質疑を終結致します。採決を行いたいと思います。本案件について、原案のとおり賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議　長	挙手多数であります。したがって、議案第23号2は、原案のとおり決定されました。
議　長	次に、日程4議案第24号「農業振興地域（農用地区域）の用途区分変更について」を議題と致します。調査員は、7番森山委員と10番数原委員となっておりますが、7番森山委員の方から調査説明をお願いします。
7番委員	議案第24号の「農業振興地域（農用地区域）の用途変更について」を説明いたします。現地調査は、私と数原委員と事務局から2人が立ち会いました。土地の表示、瀬戸内町大字秋徳字赤平282番地1、地目「畑」、面積1,303㎡の1筆です。申請人は、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏で、用途区分変更理由は、農業用施設（製糖工場）を整備するためであります。要件別検討結果は、資料のとおりです。周辺部との関連については、最寄りの人家から約300m以上離れており、周辺は畑・山林に囲まれていて、家畜の飼養もなく、製糖時に発生する煙などにより作物・家畜等への影響はありません。 申請地の位置は、資料に航空写真を張り付けしてあります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします
議　長	只今、7番委員から説明が終わりました。これから、審議を行いたいと思います。質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる。 質疑がないようでございますので、質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議　長	次に、日程5議案第25号1「農地法第5条の規定による意思決定について」を議題と致します。調査員は、7番森山委員と10番数原委員がとなっておりますが、7番森山委員の方から説明をお願いします。
7番委員	議案第25号の1「農地法第5条の規定による意思決定について」説明いたします。現地調査は、私（森山）と数原委員と事務局から2人が立ち会いました。土地の表示、瀬戸内町大字秋徳字赤平282番地1、畑1,303の1筆です。借人、瀬戸内町大字○○○○○番地「○○○○」氏、貸人、瀬戸内町大字○○○○○○○○○番地○「○○○○」氏で、転用の目的は、製糖工場の建設です。転用事由の詳細は、運搬車両及び砂糖キビ等の資材置き場整備の為であります。転用の時期については、平成30年11月～平成30年12月で、利用期間は、許可年月日から15年間の使用貸借となっております。付近の概要としては、周囲は畑と山林に囲まれ家畜の飼養はなく、製糖時に発生する煙などによる作物・家畜等への影響はありません。また、周囲の畑には緑地帯を設け、雨水や排水などは水路に自然放流し、もし被害が発生した場合には、その防除に万全の措置をとる事になっております。なお、事業計画書、位置図、被害防除計画書は別添付のとおりであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします
議　長	只今、7番委員から説明が終わりました。これから、審議を行いたいと思います。質疑ありませんか。 【質疑なし】声が聞こえる。
議　長	質疑がないようですので、質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議　長	挙手多数でございます。したがって、議案第25号の1は、原案のとおり決定しました。
議　長	次に、同じく日程5議案題25号の2「農地法第5条の規定による意見決定について」を議題とします。調査員は、私（堯）と3番岡野委員となっております。3ばん岡野委員より説明をお願いします。
3番委員	それでは、議案第25号の2「農地法第5条の規定による意見決定について」を説明します。現地調査は、私（岡野）と堯委員と事務局から3人が立ち会いました。 土地の表示、瀬戸内町大字清水字塩道原322番地、畑、面積が697㎡の1筆です。譲受人が、瀬戸内町大字○○○○○番地「○○○○」氏で、譲渡人が、瀬戸内町大字○○○○番地「○○○○」氏であります。○○○○○施設（○○○○○○○）建設のための転用の目的であります。事業計画書、位置図などの添付書類は、別紙のとおりとなっています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。
議　長	只今、3番委員から説明が終わりました。これから、審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。 【質疑なし】声が聞こえる。

議　長	質疑がないようですので、質疑を終結致します。採決を行いたいと思います。本案件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。 【船員挙手】
議　長	挙手多数でございます。したがって、議案第25号の2は原案のとおり決定されました。
議　長	続きまして、日程6議案第26号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を事務局より説明をお願いします
事務局	それでは、議案第26号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明します。資料の11ページから14ページでご説明いたします。まず、11ページをご覧ください。この利用権設定の公告日は、平成30年8月31日を予定しております。内容につきましては、畑7件33筆で、内訳が、基盤法で5件18筆、機構関係で2件15筆、貸し手が7人で、内訳が基盤法5人、機構関係で2件、借り手が5人（のべ7人）で、内訳が、基盤法で4人（のべ5人)、機構関係で、1人（のべ2人）面積が40,945㎡でございます。それでは、個々にご説明いたします、14ページをご覧ください。 整理番号29番、所在地　於斉字前田449番、地目「畑」、面積859㎡の1筆であります。貸し手が「○○○○」氏で、借り手が「○○○○」氏による新規の賃貸借であります。対象作物「果樹」で、10年間の存続期間となっております。 次に、整理番号30番、所在地、大字池地字丸田963番2、地目「畑」、面積292㎡、同じく丸田1111番2、地目「畑」、面積1,411㎡の合計2筆で1,703㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏による使用貸借で、対象作物が野菜類の更新で、10年間の存続期間となっております。次に、大字池地字コン田1146番1、面積1,485㎡、同じくコン田1186番、面積933㎡、同じく1307番2、面積892㎡の合計3筆、いずれも地目は「畑」で、合計面積は3,310㎡で、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏による使用貸借で、対象作物「果樹」の更新で存続期間は10年間であります。同じく、字ナタンマ1626番、面積943㎡、同じく1629番、面積184㎡、同じく1692番、面積595㎡、同じく1709番、面積4,611㎡、同じく1710番イ、面積3,272㎡、同じく1710番ロ、面積277㎡の合計6筆、いずれも地目「畑」で、合計面積が9,882㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏による使用貸借で、対象作物「果樹」の更新で存続期間は10年間であります。 次に、整理番号31番、所在地　大字渡連字村内375番、面積671㎡、同じく376番、面積244㎡の2筆で、いずれも地目「畑」、合計面積が915㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏による新規の使用貸借で、対象作物「野菜類」で存続期間は10年間であります。 次に整理番号32番、所在地　大字阿鉄字白勝142番1、面積733㎡、同じく142番2、面積730㎡の2筆で、いずれも地目が「畑」で、合計面積は1,463㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏による新規の使用貸借で、対象作物「果樹」で存続期間は10年間であります。

事務局	次に、整理番号33番、所在地　大字阿鉄字長田川495番、面積265㎡、同じく496番、面積679㎡の2筆で、合計面積が944㎡、いずれも、地目は「畑」で、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏による新規の使用貸借で、対象作物「果樹」で存続期間は10年間であります。 次に、整理番号、機構5号、大字久根津字山田原598番の3、面積726㎡、同じく字山田原600番の2、面積792㎡の２筆で、合計面積が1,518㎡です。2筆とも地目「畑」です。貸し手が「○○○○」氏で、借り手が「農地中間管理機構」による新規の使用貸借で、転貸先が「○○○○」氏です。対象作物は、「果樹」で、10年間の存続期間となっております。 次に、整理番号機構6番、件数が多いので、まとめて報告します。大字古志字川田ノ二で10筆、合計面積が9,733㎡、同じく字浜田ノ二で1筆、面積が1,406㎡、同じく字田和良300番1、面積が6,379㎡、同じく300番2で、面積2,833㎡の2筆、面積が9,212㎡で、いずれも地目「畑」で、合計13筆の面積が20,351㎡であります。貸し手が「○○○○」氏で、借り手が「農地中間管理機構」で、その転貸先は「○○○○○○○○○○」であります。対象作物は、新規に果樹の生産を図るということで、10年間の使用貸借による存続期間となっております。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えております。ご審議くださるよう、宜しくお願いいたします。
議　長	只今、事務局から説明が終わりました。これから、審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。 【質疑なし】声が聞こえる。
議　長	質疑がないようですので、質疑を終結致しきます。採決を行いたいと思います。本案件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議　長	賛成多数でございます。したがって、議案第26号は原案のとおり決定されました。
議　長	次に、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」報告します。 土地の表示、瀬戸内町大字嘉徳字前田745番、面積462㎡、同じく字前田746番、面積684㎡、いずれも地目は「畑」で合計面積が1,146㎡の2筆です。通知者は、賃貸人、瀬戸内町大字○○○○○○○○○番地○の「○○○○」氏、賃借人、瀬戸内町大字○○○○○○○番地「○○○○」氏です。貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）の双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成30年7月20日で農地の引き渡しの時期が、平成30年8月31日です。以上で報告を終わります。

議　長	報告第 11 号は、説明が終わりました。続きまして、報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 12 号「農地の使用貸借の合意解除について」報告します。 土地の表示、瀬戸内町大字蘇刈字嘉鉄俣 172 番の 2、畑 840 ㎡、同じく字嘉鉄俣 356 番、畑 797 ㎡、合計面積が 1,637 ㎡の 2 筆です。通知者は、貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇「〇〇〇〇」氏、借人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏です。使用貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借）の双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成 30 年 7 月 31 日で農地の引き渡しの時期が、平成 30 年 8 月 6 日です。以上で報告を終わります。
議　長	事務局から報告が終わりました。これより、協議会に移りたいと思います。
事務局	協議会 （1）行事予定 （2）その他
議　長	以上をもちまして、第８回農業委員会総会を終了いたします。
事務局長	ご起立お願いします。 一同　礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成 30 年 8 月 16 日

署名委員

署名委員